

とやま消費者プラン ～富山県消費者教育推進計画～ (平成31年3月改定) 【概要】

1 計画改定の趣旨

- 改定の趣旨：高齢化・情報化の進展、成年年齢引下げ等を踏まえ、消費者教育を体系的・効果的に推進
- 計画期間：令和元年度～令和5年度(5年間)
- 計画の位置付け：消費者教育推進法第10条第1項に基づく計画
- 目指すべき消費者像：
 - ① 自立する消費者（被害にあわない、合理的意思決定ができる消費者）
 - ② 消費者市民社会の形成に寄与する消費者（自らの消費行動が社会経済情勢や地球環境に影響を与えることを自覚して行動できる消費者）

2 消費者を取り巻く現状と課題

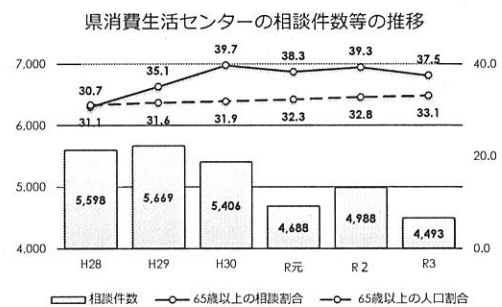
<消費生活相談の状況>

相談件数は近年減少傾向にあるが、化粧品や健康食品等の定期購入、架空請求や不審なメール、アダルトサイトや出会い系サイトでの不当請求、インターネット接続回線の相談が依然として多く寄せられ、複雑化・巧妙化・広域化。

(1) 高齢者の相談割合

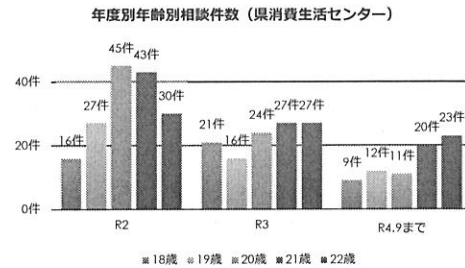
高齢者を狙った架空請求や悪質商法など、H29年度以降、高齢者(65歳以上)の相談割合は人口割合を上回る。

(H28：30.7% → R3：37.5%)



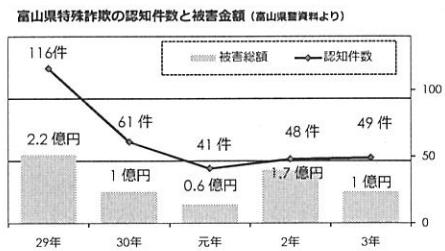
(2) 成人前後の相談件数

成年年齢を引き下げる改正民法施行（R4.4）
 成人20歳→18歳に
 相談件数は成人直後に急増する傾向
 （R元：約2.5倍、R2：約1.7倍、R3：約1.5倍）



(3) 特殊詐欺被害の現状

認知件数は、H29からR元までで急激に減少したが、R2年から増加に転じた。
 被害金額は、H29からR元までで、約2.7億円減少したが、R2年は1億円以上増加した。
 H29→R元 件数 ▲75件 金額▲1.6億円
 R元→R3 件数 +8件 金額+0.4億円



3 重点的に取り組むテーマ

テーマ1	高齢者等への消費者教育の推進
テーマ2	若年層への消費者教育の強化
テーマ3	消費者教育の人材（担い手）育成
テーマ4	環境や人、社会に配慮した消費行動の推進

4 令和4年度における消費者教育推進の取組みについて

		県民生活課・消費生活センター	関係課	(担当)	
<p>ライフステージに応じた様々な場における消費者教育</p> <p>特に若者・高齢者等への教育を重点的に</p>	学校	小中高	<ul style="list-style-type: none"> ・小学生の消費生活講座の開催 ・中学生の消費生活講座の開催 ・弁護士による高校生向け消費生活講座の開催 ・成年年齢引下げの啓発チラシを作成し、県内全ての高校生に配布 ・テレビ、新聞、SNS等を活用した広報啓発 ・教員向け研修会の開催 ・学校貸出用教材の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・租税教育用副教材の作成・配布 ・とやま環境未来チャレンジ事業 ・富山環境ポスターコンクールの実施 ・環境学習用電子ブック作成事業 ・動物ふれあい教室の開催 ・学習指導要領に基づく消費者教育の実施 ・高校生等に対する生活経済事犯等被害防止対策 	税務 環政 // // 生衛 教委 県警
		大学・専門等	<ul style="list-style-type: none"> ・悪質商法撃退講座inキャンパスの開催 ・大学生等による中高生のための消費者教育モデル事業 ・新成人・新社会人向け消費者トラブルミニ事例集の作成・配布 	-	-
	地域社会	高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者を対象とした悪質商法撃退教室の開催 ・地域の高齢者等見守りグループを対象とした出前講座等の開催 ・くらしの安心ネットとやま情報交換会の開催 ・広報誌「くらしの情報とやま」での情報提供 ・くらしの安心ネットとやま構成機関・団体等に「くらしの安心情報」をメール配信 	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護人材育成事業(市民後見人の養成研修、市町村の補助) ・戸別訪問による注意喚起 ・だまされんちゃ会議メンバー等による啓発事業 ・富山県民だまされんちゃ官民合同会議の開催 ・特殊詐欺未然防止顕彰事業 ・若者等の参加を応援する地域消費者教育推進事業 	高齢 県警 // // //
		成人	<ul style="list-style-type: none"> ・県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」での情報提供 ・県消費生活センターホームページでの情報発信 ・新聞、テレビ、ラジオ、SNS等での情報発信 ・広報誌「くらしの情報とやま」での情報提供(再掲) ・消費者カレッジの開催 ・消費生活出前講座の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・液化石油ガス(LPガス)事故防止対策の実施 ・とやま環境フェアの開催 ・とやまエコ・ストア制度の推進 ・油流出事故防止対策の実施 ・食の安全出前講座、サイエンスカフェの開催 ・食品衛生月間 ・動物愛護フェスティバルの開催 ・医薬品総合情報センター事業 ・商品量目試買調査会の開催 ・食品安全対策推進事業 ・食品ロス、食品廃棄物削減対策事業 	消防 環政 // 環保 生衛 // // くすり 計検 農食 //
		家庭	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み子ども生活・科学教室の開催 ・新成人・新社会人向け消費者トラブルミニ事例集の作成(再掲) ・成年年齢引下げ啓発チラシを県内全高校に配布(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・租税教育用ホームページ「Hello!税金を学ぼう!」の運営 ・とやまエコ・ストア制度の推進(再掲) ・はじめてのエコライフ教室の開催 ・リサイクル認定事業 ・こどもエコクラブの実施 ・フードドライブ推進啓発事業 ・サルベージ・サポーターマッチング事業 ・とやま環境未来チャレンジ事業(再掲) ・油流出事故防止対策の実施(再掲) ・食品ロス、食品廃棄物削減対策事業(再掲) 	税務 環政 // // // // // 環保 農食
		職域	<ul style="list-style-type: none"> ・新成人・新社会人向け消費者トラブルミニ事例集の作成(再掲) ・消費生活出前講座の開催(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・とやまエコ・ストア制度の推進(再掲) ・食品表示等指導強化対策事業 ・食品ロス、食品廃棄物削減対策事業(再掲) 	環政 農食 //

		県民生活課・消費生活センター	関係課	(担当)
消費者教育の人材 (担い手)の育成・ 活用	教職員	・学校貸出用教材の充実(再掲)	・教員向け冊子の発行 ・学校訪問研修の実施 ・各小中学校の研修に対する支援	教委 〃 〃
	地域における人材	・消費生活研究グループの活動支援 ・くらしのアドバイザーの委嘱・活動支援 ・くらしのアドバイザー研修会の開催 ・くらしの安心ネットとやま情報交換会の開催(再掲) ・消費生活推進リーダー研修会・情報交流会の開催	・権利擁護人材育成事業(再掲)	高齢
	消費生活センター ・消費生活相談員	・消費生活相談員ブラッシュアップ研修会の開催 ・消費生活相談員ステップアップ研修会の開催 ・情報アドバイザーの活動支援 ・多重債務者実務担当研修会の開催	・住宅相談窓口担当者等講習会の開催	建住
環境や人、社会に配慮した消費行動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ○小売業者によるエシカル消費PR取組みへの支援 ○エシカル消費の普及啓発に関するシンポジウムの開催 ・消費生活研究グループの活動支援(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・とやま環境フェアの開催(再掲) ・とやまエコ・ストア制度の推進(再掲) ・リサイクル認定事業(再掲) ・はじめてのエコライフ教室の開催(再掲) ・こどもエコクラブの実施(再掲) ○フードドライブ推進啓発事業(再掲) ・サルベージ・サポーターマッチング事業(再掲) ○地産地消ポイント制度事業 ・食品ロス・食品廃棄物削減対策事業(再掲) 	環政 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 市推 農食	
効果的な情報収集・発信	<ul style="list-style-type: none"> ・県消費者大会の開催 ・県ホームページ「消費者の安全・安心コーナー」での情報提供(再掲) ・県消費生活センターホームページでの情報発信(再掲) ・「くらしの情報とやま」の発行などの情報提供(再掲) ・くらしの安心ネットとやま構成機関・団体等に くらしの安心情報をメール配信(再掲) ・新成人・新社会人向け消費者トラブルミニ事例集の作成(再掲) ・新成人向け実践的消費者教育の実施 (パンフレットや新聞等での広報)(再掲) ・貸出用教材の充実(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・租税教育用副教材の作成・配布(再掲) ・租税教育用ホームページ「Hello! 税金を学ぼう!」の運営 (再掲) 	税務 〃	

5 とやま消費者プラン（富山県消費者推進計画：R元～R5）

評価指標進捗状況

	目標項目	内容	現状 (H30現在)	実績 (R元現在)	実績 (R2現在)	実績 (R3現在)	実績 (R4現在)	目標値 (R5年度)
1	消費生活に関する講座を受講した高校生の割合 (県総合計画の参考指標)	成年年齢下げを踏まえ、新成人となる高校生の消費者教育を充実させる必要があることから、3年間で概ね1回は受講できることを目指す。	23%/年 (H29)	25%/年 (H30)	25%/年 (R元)	16%/年 (R2)	34%/年 (R3)	30%/年
2	消費生活出前講座等(高齢者向け含む)受講者数	消費者トラブルの未然防止を図るため、高齢者等を含めた消費生活講座の受講を毎年概ね100人ずつ増加させることを目指す。	4,400人/年 (H29)	4,537人/年 (H30)	3,347人/年 (R元)	894人/年 (R2)	1,546人/年 (R3)	5,000人/年
3	消費者トラブルの経験がある県民の割合	消費者トラブルにあわない自立した消費者の育成に向け、過去1年間に購入商品やサービス利用でトラブルを受けた人の割合の低下を目指す。	16.1% (H30)	—	—	—	(次回R5年調査予定)	低下させる
4	消費者教育担い手	地域の身近な場所において、消費者啓発を受けられる環境づくりが必要であることから、地域住民や消費生活相談員等*の担い手を新たに毎年30人ずつ育成することを目指す。	350人 (累計) (H29)	415人 (累計) (H30)	516人 (累計) (R元)	525人 (累計) (R2)	590人 (累計) (R3)	500人 (累計)
5	商品等選択時に消費行動が環境に及ぼす影響を考慮する人の割合	公正かつ持続可能な社会の実現のため、消費行動が環境に及ぼす影響を考慮する人の割合の増加を目指す。	37.0% (H30)	—	—	(次回R5年調査予定)	(次回R5年調査予定)	現状値以上
6	県民1人1日当たりの食品ロス発生量 (県総合計画の参考指標)	国連の「2030年までに世界全体の1人当たりの食料廃棄を半減する」との目標を踏まえ、全県的な食品ロス削減運動の展開や意識啓発等により、2030年までの半減を目指して減少させる。	約110g (H28)	—	—	—	(次回R5年調査予定)	2030年までの半減を目指して減少させる

*くらしのアドバイザー、消費生活推進リーダー、民生委員・児童委員、地域包括支援センター職員など福祉関係者